市町村コード 0 9 2 0 8 8

栃木県

小山市

（第一片）

法人市民税領収証書 ㊟

口座番号	加入者
00320-3-960006	小山市会計管理者

所在地及び法人名

年度	※処理事項	管理番号

事業年度	申告区分
. . ～ . .	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	年 月 日	領収日付印

上記のとおり領収しました。（納税者保管）

◎この納付書は、３枚１組となっています。

市町村コード 0 9 2 0 8 8

栃木県

小山市

（第二片）

法人市民税納付書（原符） ㊟

口座番号	加入者
00320-3-960006	小山市会計管理者

所在地及び法人名

年度	※処理事項	管理番号

事業年度	申告区分
. . ～ . .	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	年 月 日	領収日付印
日計	口 円	

上記のとおり納付します。（金融機関保管）

市町村コード 0 9 2 0 8 8

栃木県

小山市

（第三片）

法人市民税領収済通知書 ㊟

口座番号	加入者
00320-3-960006	小山市会計管理者

所在地及び法人名

年度	※処理事項	管理番号

事業年度	申告区分
. . ～ . .	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	年 月 日	領収日付印
指定金融機関名（取りまとめ店）	足利銀行 小山支店	
取りまとめ店	〒330-9794 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター	

上記のとおり通知します。（小山市保管）

☆ご利用にあたっての注意点

・裏面の法人市民税参考事項も印刷した上でご利用ください。

・納付の際は、点線で切り離し、３枚とも金融機関またはゆうちょ銀行・郵便局へお持ちください。

法人市民税参考事項

１．この納付書は、法人市民税を納付する際に使用するものです。
　なお、納付場所は次のとおりです。

小山市役所（各出張所を含む）及び次の各金融機関
足利銀行、足利小山信用金庫、栃木銀行
群馬銀行、小山農協、中央労働金庫
栃木信用金庫、結城信用金庫

埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県・群馬県
栃木県・茨城県及び山梨県所在のゆうちょ銀行
郵便局（納期限内に限る）

２．普通法人等については法人税を税務署に申告納税する期限までに申告し納付していただきます。
　また、均等割のみの納付義務のある公共法人等にあっては、均等割を毎年4月30日までに申告し納付してください。

３．【延滞金について】　納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額等(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6％［納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3％(ただし、平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する割合)に年1％の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」)が年7.3％に満たない場合は、その年中においては、年14.6％の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年7.3％を加算した割合とし、年7.3％の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1％の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合)とします。)］の割合で計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)を合わせて納付しなければなりません。

４．納期限までに完納しないため督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

問い合わせ先
▽申告書の記載等について
　市民税課　0285-22-9424
▽納付（延滞金等）について
　納税課　　0285-22-9442